

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 227

事務事業名	障害児相談支援事業
-------	-----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	障がい福祉課		
課長名	上新 康雄	内線	89-300
担当者名	池田 哲志	内線	89-301

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

会計	1	一般会計	
款	3	民生費	
項	1	社会福祉費	
目	1	社会福祉総務費	
事業コード	050302	障害児通所支援給付事業	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画	障がい者基本計画、障がい福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	誰(何)に対して事業を行うか 障害児通所支援利用者		
意図	対象をどのような状態にしたいか 福祉サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの実施により、障がい児の自立支援を図る。		
事業概要	意図を達成するために実施することは何か 障がい児及びその保護者に対し、情報の発信、相談をはじめ適切な福祉サービスの利用について関係機関との連絡調整を行いながら必要な支援を行う。		
事業期間	平成 24 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営
根拠法令、要綱等	児童福祉法		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 相談支援年度末事業者数	計画値	4	5	6	6	ラフ・ラム、悠、スマイル、とみのはら、青風、アトム
		実績値	4	6	6		
	達成度	%	100.0%	120.0%	100.0%		
	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標	① 障害児相談支援決定者数	計画値	135	200	330	386	決定者数の平成26年度から平成27年度の伸び率116.9%。 331×116.9%
		実績値	148	283	331		
	達成度	%	109.6%	141.5%	100.3%		
	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	3,170	6,180	8,586	10,049	11,514	11,514	11,514	0
国庫支出金	1,179	3,089	4,292	5,024	5,757	5,757	5,757	
県支出金	590	1,544	2,146	2,512	2,878	2,878	2,878	
地方債								
その他								
一般財源	1,401	1,547	2,148	2,513	2,879	2,879	2,879	
② 人件費(千円)	477	539	727	945	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.06	0.07	0.09	0.13	障害児相談支援	同左	同左	
時間外勤務(時間)		5	0	0				
嘱託等人数(人)			0.05	0.00				
フルコスト(①+②千円)	3,647	6,719	9,313	10,994				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	障害児通所支援事業所の開設のため、決定者数、事業費ともに増加している。
事業が抱える問題・課題等	障害児通所支援事業決定者数の伸びに比例するので、今後も増加が見込まれる。また、今後は計画書の内容により一層踏み込んだチェック体制が必要になる。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	

負担基準が定められている。

法定給付である。

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性
 現状維持

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	障がい児の家族・関係機関と連携を取り、障がい児が将来的に自立した生活を送れるように個々に合った適正かつ公平な支援を行っていく。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	専門家の視点でサービス等利用計画書が作成されるので適切な療育が提供される。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。